

(宛先) 高槻市長

令和 年 月 日

施設等利用費請求書（償還払い用）

【 令和 年 月 ～ 令和 年 月 分請求用 】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について下記のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1 請求者と認定子どもが、高槻市内に居住していることを市が住民基本台帳で確認すること
- 2 実際に利用していることを高槻市が対象施設に確認すること
- 3 利用料の支払い状況を高槻市が対象施設に確認すること
- 4 課税状況等を高槻市が確認すること

1 施設等利用給付認定保護者（請求者）

フリガナ		認定子どもとの続柄	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成	年	月	日
認定保護者氏名			現住所	〒			
	※振込先は請求者名義の口座となります						
			電話				

2 施設等利用給付認定子ども（認定子どもが複数いる場合は、認定子どもごとに請求書を作成して下さい）

認定番号		施設等利用給付認定	☐ 2号認定 ☐ 3号認定			
フリガナ		生年月日	令和	年	月	日
認定子ども氏名						
今回の請求対象である利用期間において高槻市に転入又は高槻市以外に転出した方		☐ 該当なし（高槻市内での転居含む） ☐ 転入した ☐ 転出した				
		転入又は転出の場合の転入日・転出日	令和	年	月	日

3 振込先（1で記入した施設等利用給付認定保護者（請求者）名義の口座を記入してください）（※1）

金融機関名・支店名		預金種目	☐ 普通 ☐ 当座			
☐ 銀行 ☐ 信用金庫 ☐ 農協 ☐ 信用組合	☐ 支店 ☐ 出張所	口座番号				
		口座名義(カタカナ)				

※1 通帳等の写しを添付して下さい。なお、振込先の記載内容と通帳等の写しの内容に差異がある場合、通帳等の写しの内容を振込先とします。

4 償還払いの在籍園、預かり保育・認可外保育施設・一時預かり・病児保育・ファミサポの名称等

※記載欄が足りない場合は、別紙・余白等に記載して下さい。

①	施設・事業名		所在地	〒			
				電話			
②	施設・事業名		所在地	〒			
				電話			
③	施設・事業名		所在地	〒			
				電話			
④	施設・事業名		所在地	〒			
				電話			

5 請求額

償還払いの「特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収書」に記載されている「費用の額」を記入

利用 年月	提供証明書兼領収書の「費用の額」 ※2				請求額	【留意事項】
	(a)～(d)の該当者については※3参照					
	本体保育料 (保育料が償還払いの 園のみ)	預かり保育	認可外保育施設	一時預かり 病児保育 ファミサポ		
	(a)	(b)	(c)	(d)		
令和 年 月	円	円 提供日数※2 日	円	円	円	1 支給される施設等利用費は、請求額と月額上限額を比較し、いずれか小さい額となります。月額上限額については、※3を参照してください。 2 施設等利用費の支給に当たっては、請求額の記載内容にかかわらず、子ども・子育て支援法等関係法令及び添付される根拠資料等に基づき、市において算定を行い支給します。そのため、請求額と実際の振込額が異なる場合がありますのでご注意ください。 なお、市において算定した施設等利用費の額については、上記口座への振込をもって、額の通知とさせていただきます。
令和 年 月	円	円 提供日数※2 日	円	円	円	
令和 年 月	円	円 提供日数※2 日	円	円	円	

※2 ・請求に係る特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収書を全て添付して下さい。ファミサポ（子育て援助活動支援事業）を利用した場合は、提供証明書兼領収書に代えて会員が発行した活動報告書を添付して下さい。

- ・利用料の設定が月単位以外（四半期、前期・後期等）の場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。（1円未満の端数切り捨て）
- ・預かり保育の提供日数については、提供証明書兼領収書のうち「提供日数」（総利用日数ではない方）を記載してください。
- ・複数の認可外保育施設等を利用した場合、(b)～(d)の各項目ごとに合算した額を記載してください。

※3 利用している施設・事業及び幼稚園等への在籍状況に応じて、(a)～(d)に該当するのは次のとおりです。

在籍状況・利用状況		月額上限額	
		【～令和8年9月】	【令和8年10月～】
(a)	保育料が償還払いである園の在園児	25,700円	28,000円
(b)	幼稚園又は認定こども園(1号)の在籍児童が当該園の預かり保育のみを利用した場合(認可外保育施設等併用無しの場合)	450円×預かり保育の提供日数	490円×預かり保育の提供日数
(c)	認可保育施設（保育所、認定こども園、地域型保育事業）又は幼稚園の在籍者以外が認可外保育施設を利用した場合	2号認定:37,000円 3号認定:42,000円	2号認定:40,300円 3号認定:45,700円
	実施する預かり保育が平日8時間未満又は年間200日未満の幼稚園又は認定こども園の在籍者が認可外保育施設を利用した場合	2号認定:11,300円 3号認定:16,300円	2号認定:12,300円 3号認定:17,700円
(d)	認可保育施設（保育所、認定こども園、地域型保育事業）又は幼稚園の在籍者以外が一時預かり等を利用した場合	2号認定:37,000円 3号認定:42,000円	2号認定:40,300円 3号認定:45,700円
	実施する預かり保育が平日8時間未満又は年間200日未満の幼稚園又は認定こども園の在籍者が一時預かり等を利用した場合	2号認定:11,300円 3号認定:16,300円	2号認定:12,300円 3号認定:17,700円

※複数の認可外保育施設等を利用した場合でも上限額は変わりません。

※上記月額上限額にかかわらず、途中で施設等利用給付認定が開始・終了する場合、市町村間で転入・転出する場合、月額上限額は日割りで計算されます。

※令和8年10月利用分より月額上限額が変更になります。

【教示】この処分不服があるときは、通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、高槻市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、高槻市を被告として(高槻市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。